

福岡県農林水産業振興審議会における部会の設置について

(平成27年7月30日 審議会決定)

第1条 福岡県農林水産業振興審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
生産振興部会	農林水産業の振興に関する専門的事項を調査審議すること
地域振興部会	農山漁村の振興に関する専門的事項を調査審議すること

第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は当該部会の議決が県農林水産業及び農山漁村の振興に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。